平成２０年（フ）第２６１３号
名古屋市中川区広田町１丁目40番地の１
破産者　アサヒ建設工業株式会社
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第８４６号
堺市西区築港新町３丁27番地９
破産者　新東洋合成株式会社
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２０年（フ）第７５７号
熊本県上益城郡益城町福富字西園687番１
破産者　有限会社熊本富士建木材センター
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
熊本地方裁判所民事第１部

平成１９年（フ）第４１１号
三重県四日市市北小松町21番地、破産手続開始決定時住所三重県鈴鹿市南旭が丘２丁目13番17号
破産者　木野　靖夫
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第２１９号
福岡県久留米市中央町20番地13グリーンマンション中央町303号
破産者　福入　武俊
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２０年（フ）第６６号
鹿児島県指宿市岩本3026番地
破産者　今田　忠男
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２０年（フ）第１８号
茨城県土浦市並木１丁目13番９号
破産者　柴沼　　聡
1　決定年月日　平成21年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２０年（フ）第８２０号
埼玉県蓮田市大字閏戸2981番地の５、旧住所埼玉県北本市緑１丁目123番地
破産者　今井　昭二
1　決定年月日　平成21年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９６号
仙台市青葉区栗生１丁目13番地の10　サンコーポ庄子102
破産者　日野　陽子
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成１９年（フ）第２０３号
青森県弘前市栄町３丁目７番４号、住民票上の住所秋田県大館市比内町扇田字中扇田20番地
破産者　木村　悦子
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２０年（フ）第９６号
山形県最上郡最上町大字若宮115番地
破産者　菅　　義高
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２０年（フ）第１２３号
山形県最上郡最上町大字若宮115番地
破産者　菅　美栄子
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２０年（フ）第２６５号
群馬県太田市安良岡町453番地６
破産者　堀江つね子
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２０年（フ）第６９７号
金沢市保古１丁目90番地
破産者　井上　昭二
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２０年（フ）第２６５５号
愛知県海部郡大治町大字三本木字壱ノ割14番地の43
破産者　梶田　頼明
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第１１３０号
大阪市住吉区東粉浜２丁目22番14号
破産者　長村　道治
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第７７４８号
大阪府交野市向井田２丁目１―16、開始決定時の住所大阪府寝屋川市寝屋新町13番１―603号
破産者　武石　隆一
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第１０２１号
大阪府羽曳野市伊賀３丁目１番22号、前住所大阪府羽曳野市高鷲３丁目３番１―206号
破産者　大澤　康範
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係